

相模原市 第四期循環型社会形成推進地域計画

相模原市

令和2年12月7日

目 次

1．地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
2．循環型社会形成推進のための現状と目標	
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	2
(2) 生活排水の処理の現状	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	3
(4) 生活排水処理の目標	4
3．施策の内容	
(1) 発生抑制、再使用の推進	5
(2) 処理体制	7
(3) 処理施設の整備	10
(4) その他の施策	11
4．計画のフォローアップと事後評価	
(1) 計画のフォローアップ	11
(2) 事後評価及び計画の見直し	11
【添付資料】	
様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1	12
様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	14
様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	15
別添 1 減量化、再生利用に関する現状と目標	18
別添 2 相模原市における生活系ごみの分別区分	19
別添 3 現有処理施設の概要及び配置図	20
別添 4 地域内の公共下水道整備区域図	21
参考資料様式 4 施設概要（最終処分場系）	22
参考資料様式 6 施設概要（浄化槽系）	23
参考資料様式 7 計画支援概要	25
参考資料様式 8 ハザードマップ	31

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名： 相模原市

面積： 328.91 km²

人口： 723,076人(令和2年10月1日現在)



図1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

相模原市は、旧津久井4町との合併や政令指定都市移行など、廃棄物行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成20年3月に平成30年度までを計画期間とする、相模原市一般廃棄物基本計画「循環型社会形成 さがみはらプラン21」、平成31年3月には令和9年度までを計画期間とした「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、SDGs に沿った環境への負荷をできる限り低減する、持続可能な循環型社会や低炭素社会の形成を目指し、「食品廃棄物の削減」や「災害時の廃棄物処理体制の構築強化」など、喫緊の社会的課題の解消に向けた施策を進めている。

ごみ処理については、「4R(リフューズ(Refuse):発生抑制、リデュース(Reduce):排出抑制、リユース(Reuse):再使用、リサイクル(Recycle):再生利用)の推進と循環型スタイルの確立」、「資源を循環させる社会システムの構築」、「市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり」の3つを基本方針に掲げ、安心して生活できる環境の維持、向上に取り組むこととする。

そのため、市民一人ひとりや個々の事業者が4Rに取り組み、生活や事業活動の従来のス

タイルを循環型のスタイルに転換すること、収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの一連の処理過程において、安全性の向上や効率的な運営に努めるとともに、エネルギー回収施設による発電及び余熱供給によるエネルギー回収の高効率化、溶融スラグの資源化などによる最終処分場の延命化などにより自然環境に配慮した環境負荷の少ない循環型の社会システムの構築を図ること、また、市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割を再認識するとともに、より一層協働し、ごみを出さない環境づくりを進めることに取り組むこととする。

また、生活排水処理については、都市としての機能と水源地域の豊かな水環境を有する本市の特性を考慮し、生活排水の適正な処理を推進するため、最適な整備手法を設定し、計画的な整備を推進するため、未整備区域における各種污水处理施設の整備及び増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営を、計画的に実施していくための整備構想を見直すとともに、公共下水道を当分の間整備する予定のない地域については、引き続き合併処理浄化槽の普及及び適正な維持管理の促進に取り組むこととする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

ごみ処理の広域化は単独ブロックのため、現段階では検討を行っていない。施設の集約化は、相模原市と津久井4町の合併に伴い、ごみ焼却施設は津久井地域の施設を廃止し、し尿処理施設は旧相模原市の区域の施設を廃止して、施設の集約化を図った。今後は、施設の新設時に検討することとする。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況のフローは図2のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、229,745トンであり、再生利用される「総資源化量」は45,754トン、リサイクル率(= (直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) ÷ (ごみの総処理量 + 集団回収量))は19.9%である。

中間処理による減量化量は163,988トンであり、集団回収量を除いた排出量の72.7%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の8.9%に当たる20,003トンが埋め立てられている。なお、中間処理量のうち、焼却量は188,443トンである。

焼却施設である南清掃工場、北清掃工場では、焼却による熱により発電し、場内で利用するとともに余剰電力を売電している。また、両清掃工場では近隣の公共施設に蒸気を供給するほか、南清掃工場では、ごみ処理の過程で生成される溶融スラグを道路用資材など、資源として有効利用を図っている。

(単位:トン)

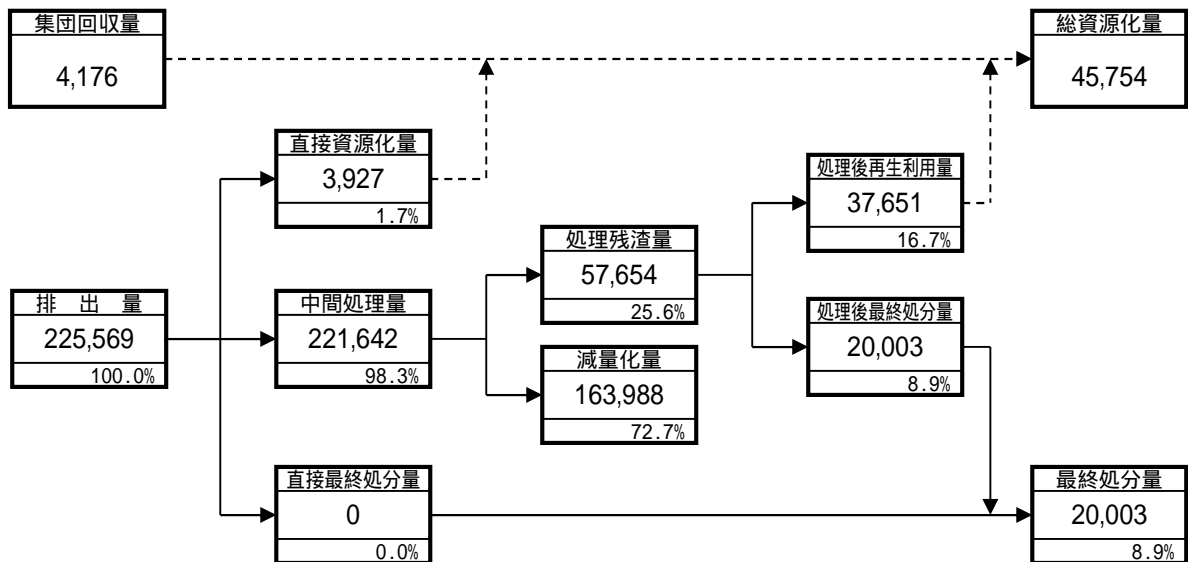
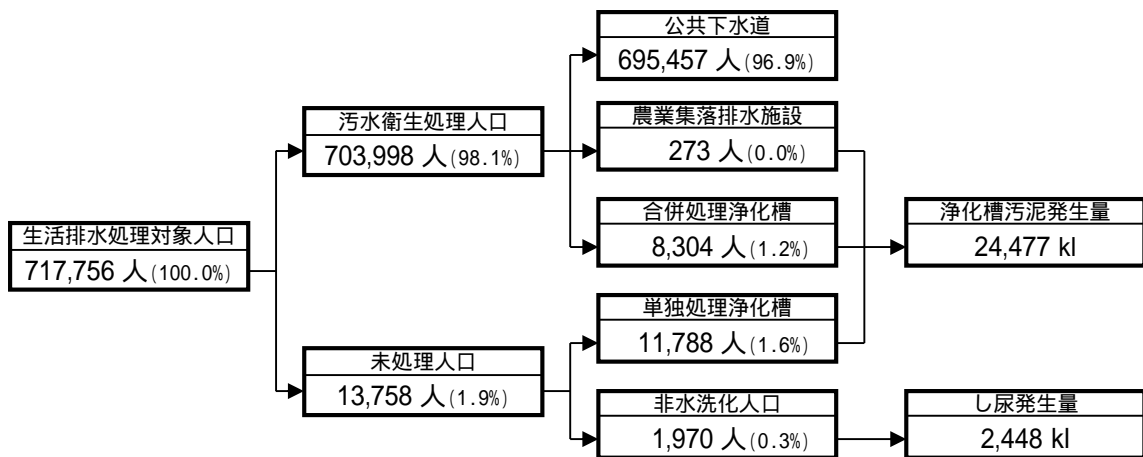


図2 一般廃棄物の処理状況フロー (令和元年度)

(2) 生活排水の処理の現状

令和元年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図3のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で717,756人であり、水洗化人口は703,998人、汚水衛生処理人口普及率は98.1%である。し尿発生量は2,448kl、浄化槽汚泥発生量は24,477klであり、処理・処分量は26,925klである。



生活排水処理では住民基本台帳人口を使用しているため、一般廃棄物処理で使用している人口(平成27年国勢調査を基準とした推計人口)とは異なる。

図3 生活排水の処理状況フロー (令和元年度)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。また、令和8年度における目標達成時の一般廃棄物の処理状況フローは図4のとおりである。参考として別添1に現状と目標の推移のグラフを添付する。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合 1） （令和元年度）		目標（割合 1） （令和8年度）	
排 出 量	生活系ごみ 総排出量	168,532 ト	-	162,081 ト	3.8%
	1人当たりの排出量 2	184 kg/人	-	170 kg/人	7.6%
	事業系ごみ 総排出量	57,037 ト	-	53,974 ト	5.4%
	1事業所当たりの排出量 3	2.59 ト/事業所	-	2.58 ト/事業所	0.4%
合 計	225,569 ト	-	216,055 ト	4.2%	
再生利用量	直接資源化量	3,927 ト	1.7%	36,270 ト	16.8%
	総資源化量	45,754 ト	20.3%	45,039 ト	20.8%
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)			69,538 MWh 69,765 GJ	
減 量 化 量	中間処理による減量化量	163,988 ト	72.7%	155,002 ト	71.7%
最終処分量	埋立最終処分量	20,003 ト	8.9%	20,476 ト	9.5%

- 1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+ 集団回収量に対する割合
 - 2 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)
 - 3 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)
- 《用語の定義》排出量：生活系ごみ、事業系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）〔単位：ト〕
 再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：ト〕
 エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕
 減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：ト〕
 最終処分量：埋立処分された量〔単位：ト〕

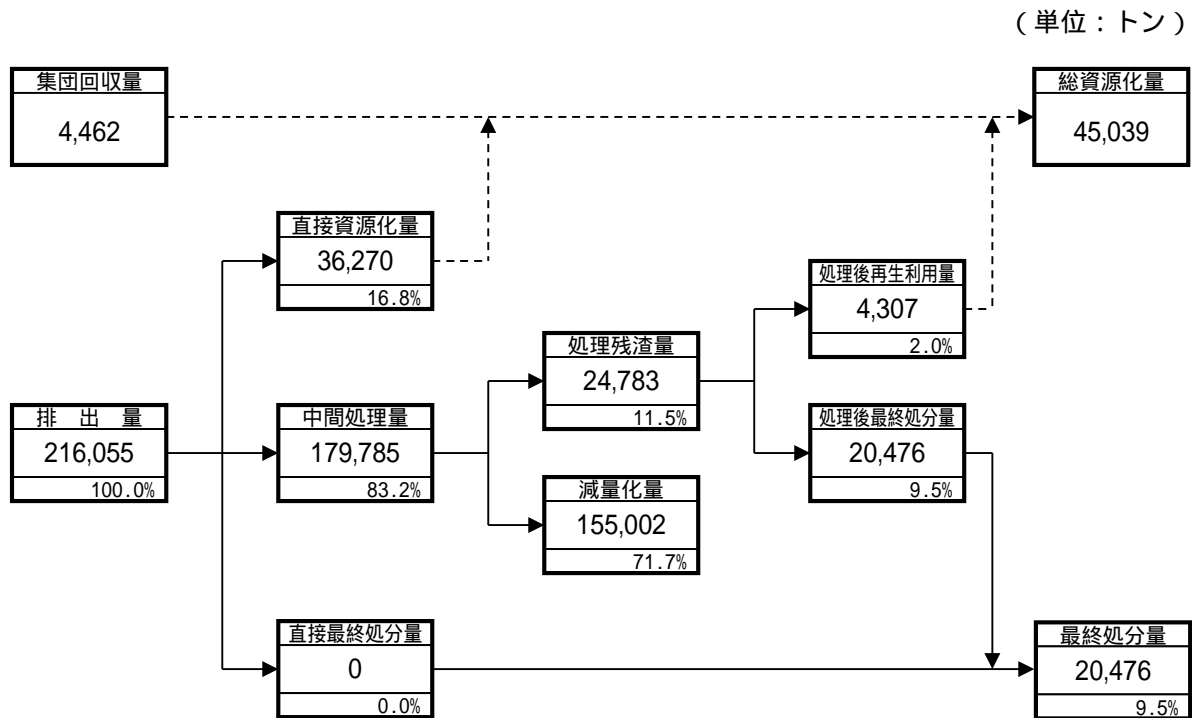


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和8年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		現 状 (令和元年度)	目 標 (令和8年度)
処理形態 別人口	公共下水道	695,457人(96.9%)	698,224人(97.8%)
	農業集落排水施設	237人(0.0%)	258人(0.0%)
	合併処理浄化槽	8,304人(1.2%)	10,751人(1.5%)
	未処理人口	13,758人(1.9%)	4,617人(0.6%)
	合 計	717,756人	713,850人
し尿・汚 泥の量	汲み取りし尿量	2,448kl	1,858kl
	浄化槽汚泥量	24,477kl	26,811kl
	合 計	26,925kl	28,669kl

目標年度における処理形態別人口は、将来人口推計値を基に算出。
率の合計については、端数処理のため、100%にならない箇所がある。

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

環境教育・情報提供・啓発活動

ア 環境教育・学習の推進

ごみの減量やリサイクル意識などを高めるため、学校教育や生涯学習の場において、子どもから高齢者に至る幅広い年齢層を対象に環境教育・学習を進める。また、小・中学校における集団資源回収の推進や給食残さを利用した堆肥化・飼料化など、ごみを集めて資源化し利用する仕組みを体験できる学習を進める。

イ 「わかりやすい」を基本とした普及啓発活動の推進

幅広い世代に向けて「わかりやすさ」を基本とした普及啓発活動を推進するため、市民1人1日当たり100g減量为目标とする「相模原ごみD E 7 1 大作戦」や独自のキャラクターを用いたごみ減量活動を進めるとともに、広報さがみはらや市ホームページ等を利用した広報活動、地域説明会や施設見学会の開催、子ども向けパンフレットの作成等、様々な媒体・機会を通じた広報活動を進める。

ウ 市民が気軽に体験・参加できる「機会」の提供

ごみの減量化・資源化に関する情報を提供する場である「リサイクルスクエア」において、リユース品の展示を行うほか、リサイクル教室などを開催し、市民が楽しみながらごみの減量や4Rについて学び、実践できる「機会」を提供する。

リサイクルの促進

ア 地域におけるリサイクルの推進

市民の自主的な分別・リサイクルを推進するため、地域団体が自主的に実施する集団資源回収について、奨励制度の周知や情報提供などを行う。

イ 溶融スラグの有効活用の推進

南清掃工場のごみ処理の過程で生成される溶融スラグについては、道路用資材など、資源として有効活用を図る。

生活系ごみ対策

ア 生ごみ・食品ロスの削減

まだ食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロス削減のため、市民へのPR活動や講座の開催のほか、家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設へ寄付するフードドライブを推進する。

イ レジ袋削減等の取組

レジ袋をはじめとする容器包装廃棄物を削減するため、啓発活動を通じてマイバッグやマイ箸、マイボトルの利用促進を市民に呼びかけるとともに、「相模原市レジ袋削減協力店」の登録を促進し、レジ袋の削減を目的とした市と協力店との連携による取組を推進する。

ウ リユース（再使用）の促進

市民が再使用に触れる機会を増やすため、フリーマーケット等のイベントを開催し、その普及・促進に取り組む。

エ 一般ごみの有料化

一般ごみの有料化については、ごみの排出量に応じた負担の公平化が図られること、市民の意識改革につながるなどから、ごみの発生抑制に有効な手段であるが、一般ごみの排出量が減少している現段階においては、減量化・資源化をより一層推進することとし、一定期間にわたってごみの排出量が増加に転じるなど、ごみの減量化が図られない場合には、市民に十分な説明を行ったうえで有料化に取り組むこととする。

事業系ごみ対策

ア 事業系ごみの適正排出対策の充実

自己処理の原則に基づいた事業系ごみの適正排出のため、多量排出事業者に対しては減量化等計画書、廃棄物管理責任者選任届の提出を義務付け、減量化・資源化に向けた指導を継続するとともに、個人商店や事務所等中小規模の排出事業者に対しては事業者団体・地区単位で収集運搬業者に委託する共同排出事業の利用を促進する。

イ 事業系ごみの減量化・資源化の推進

減量化・資源化のPR等を徹底すると同時に、市清掃工場に搬入される事業系ごみに資源物や受入不適物が混入されるのを防止するため、搬入物検査の充実を図る。また、リサイクル率の低い食品廃棄物等の減量化・資源化を促進するため、計画的な食材購入や水切りの徹底等、発生・排出抑制の意識啓発に向けた取組を推進する。

ウ エコショップ等認定制度

ごみの減量化・資源化の推進に取り組む事業者や商店会等をエコショップ等として認定し、市ホームページ等に掲載し広く制度を周知することにより、多くの事業者に環境配慮への関心を高め、ごみ減量への取組を促進する。

エ 生ごみ・食品ロスの削減

飲食店における食品ロスを削減するため「3010運動」の実施及び啓発や消費期限・賞味期限前に廃棄される災害用備蓄品等の食品をフードバンクにつなげる取組、市内の学校給食で発生する残渣の飼料化等、引き続き生ごみ・食品ロスの削減を推進する。

生活排水対策

ア 公共下水道の整備による生活排水処理の改善

河川やダムなどの公共用水域における生活排水による水環境への負荷の低減を図るため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進する。

イ 高度処理型浄化槽の整備

水源地域については、ダム湖のアオコ対策として、窒素及びリンの除去に大きな効果がある高度処理型浄化槽の整備を推進する。

ウ 合併処理浄化槽の普及促進

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備が当分の間実施する予定のない地域において合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、市民に合併・単独処理浄化槽についての正しい知識や適正な維持管理の周知に努める。

エ 生活排水対策の広報と啓発

水質汚濁の原因の一つが家庭などから排出される生活排水であるため、その適正処理に関する情報を、広報紙や市ホームページ等を活用して市民に提供することにより、生活排水処理に関する意識啓発に努める。

(2) 処理体制

生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。容器包装リサイクル法で定める容器包装廃棄物の分別回収の徹底により、より一層の資源化を図る。

また、再生利用が困難なごみについては、エネルギー回収施設を備える焼却施設において減容化を図るとともに、ごみ処理の過程で生成される溶融スラグについては、道路用資材など、資源として有効活用を図る。

ア 効率的な収集運搬体制の整備

ごみの収集・運搬にあたっては、経済性・効率性を考慮するとともに、環境負荷の低減に配慮した取組が必要であることから、ごみ収集車については、引き続き低公害車を導入するとともに、市民サービスの向上に向け収集運搬体制の見直しを進める。

イ ごみ処理体制の整備

ごみを適正に処理していくため、施設の耐用年数やごみの排出状況などを踏まえた長寿命化計画の策定など、計画的な整備を進める。

事業系ごみの処理体制の現状と今後

多量排出事業者から提出された減量化等計画書に基づき、事業規模・業種別の特性に応じた個別指導を実施する。また、市清掃工場において搬入物検査を実施することにより、排出事業者による分別の徹底を促進し、事業系ごみの減量化・資源化に向けた意識の向上を図っていく。

産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物については市の処理施設で処理を行わないことから、事業者自身による適切な回収・リサイクル等の適正処理を促進する。

生活排水処理の現状と今後

本市においては、公共下水道及び高度処理型浄化槽の整備を推進していくとともに、公共下水道の整備が当分の間実施する予定のない地域において合併処理浄化槽への転換費用の

補助を継続していく。

今後の処理体制の要点

発生抑制・減量化・資源化を進めてもなお排出されるごみについては、焼却による減容化を図るとともに、溶融スラグの有効活用を図り、循環型社会の構築に資する。

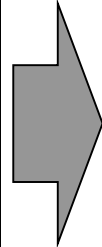
施設の耐用年数やごみの排出状況などを踏まえ、将来を見通した施設の適正配置を進める。

事業系ごみは、自己処理の原則に基づき、事業者による自主的な取組について、個別あるいは地区別・業種別に指導等を行い、事業系ごみの減量化・資源化の促進を図る。

公共下水道及び高度処理型浄化槽による生活排水処理を基本とし、その計画的整備と接続の促進に努めるとともに、公共下水道の整備を当分の間行う予定がない地域については、合併処理浄化槽による生活排水処理を促進する。

表3 相模原市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（令和元年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（トン）	
一般ごみ	焼却・発電	南清掃工場 北清掃工場	123,166	
びん類（リターナルびん）	リサイクル	委託	326	
かん・金物類			2,778	
紙類（紙製容器包装を除く）			13,900	
布類			2,939	
ペットボトル		委託（指定法人）	1,658	
プラ製容器包装			7,555	
ガラスびん（リターナルびんを除く）			3,967	
紙製容器包装			4,095	
使用済小型家電			委託（認定事業者）	132
使用済食用油			171	
蛍光管・水銀体温計	その他	委託	52	
乾電池			66	
粗大ごみ	破碎選別し、金属を回収後焼却	南清掃工場 北清掃工場 津久井クリーンセンター	7,727	
生活系ごみ総排出量			168,532	



今後（令和8年度）						
分別区分	処理方法		処理施設等		処理量（トン）	
			一次処理	二次処理		
一般ごみ	焼却（熱回収）	発電	南清掃工場 北清掃工場	相模原市一般廃棄物最終処分場	114,370	
びん類（リターナルびん）	リサイクル	再資源化	委託	指定法人	374	
かん・金物類					2,506	
紙類（紙製容器包装を除く）					13,915	
布類					2,490	
剪定枝					3,000	
ペットボトル					委託（認定事業者）	1,371
プラ製容器包装						7,903
ガラスびん（リターナルびんを除く）						4,548
紙製容器包装						4,100
使用済小型家電						認定事業者
使用済食用油	委託	204				
蛍光管・水銀体温計	その他	委託	46			
乾電池			89			
粗大ごみ	破碎選別し、金属を回収後焼却	金属は売却、その他は発電	南清掃工場 北清掃工場	相模原市一般廃棄物最終処分場	6,979	
生活系ごみ総排出量					162,081	

(3) 処理施設の整備

廃棄物処理施設

安定したごみ処理を進めるため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 交付対象事業として整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場 一般廃棄物 最終処分場 第2期整備地	一般廃棄物最終処分 場第2期整備地高上 事業	1,235,300 m ³	南区麻溝台 3412番地2外	R4~R5

(整備理由)

事業番号1 最終処分場の埋立処分容量の増加

浄化槽の整備

浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (令和元年度)	整備計画 基数(基)	整備計画 人口(人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	2	75	410	R3~R7
3	公共浄化槽等整備推進事業 (環境配慮・防災まちづくり 浄化槽整備推進事業、公 的施設・防災拠点単独処理 浄化槽集中転換事業)	101	1,000	6,095	R3~R7
合計		103	1,075	6,505	

(整備理由)

事業番号2 浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。

事業番号3 生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図る。

施設整備に関する計画支援事業

表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 交付対象事業として実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	一般廃棄物最終処分場第2期整備地高上(事業番号1)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R3
33	北清掃工場建替整備に係る環境影響評価等事業	環境影響評価(配慮書・方法書)基本計画策定支援業務	R4~R7
34	南清掃工場基幹的設備改良に係る発注仕様書作成支援事業	発注仕様書作成支援業務	R6

35	次期一般廃棄物最終処分場整備に係る環境影響評価等事業	環境影響評価（配慮書）基本計画策定支援業務	R5
----	----------------------------	-----------------------	----

表6-2 市単独事業として実施する計画策定事業（参考）

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
36	一般廃棄物最終処分場第2期整備地高上（事業番号1）に係る猛禽類調査事業	猛禽類調査	R3～R5
37	次期一般廃棄物最終処分場整備に係る候補地選定事業	候補地選定業務	R3～R4

（4）その他の施策

その他、循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

不法投棄防止対策の充実

ごみの不法投棄を防止し、良好な地域環境を保全するため、不法投棄多発箇所に監視カメラを設置するとともに、パトロールの拡充を図る。また、不法投棄防止活動に重点的に取り組む市民団体との協働により、地域と連携した不法投棄防止対策を推進する。

まち美化の推進

市民・事業者・行政が協働して、ごみの散乱を防止し、清潔できれいなまちづくりを進めるため、5月30日の「きれいなまちづくりの日」を中心とした市民地域清掃やまち美化キャンペーンを引き続き実施するとともに、まちの環境美化に取り組む清掃ボランティア団体の活動を支援する。

円滑な災害廃棄物処理のための整備

地震災害や風水害に伴って発生する廃棄物の処理を円滑に行うため、災害時には「相模原市災害廃棄物等処理計画」に沿って廃棄物処理を行う。また、計画に従って職員の教育訓練に努め、組織連絡体制の確認を行う。

4．計画のフォローアップと事後評価

（1）計画のフォローアップ

計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

（2）事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1)地域名	相模原市	(2)地域内人口	723,076 人(令和 2 年 10 月 1 日現在)			(3)地域面積	328.91 km ²
(4)構成市町村等名	相模原市	(5)地域の要件	人口	面積	沖縄	離島	奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日： 年 月 日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：						

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 8 年度
排出量	生活系ごみ 総排出量（トン）	175,456	171,737	168,143	166,791	168,532	162,081 (R1 比 3.8%)
	1人当たりの排出量（kg/人） ¹	193	188	183	183	184	170 (R1 比 7.6%)
	事業系ごみ 総排出量（トン）	54,881	54,379	56,491	56,869	57,037	53,974 (R1 比 5.4%)
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	2.30	2.42	2.53	2.57	2.59	2.58 (R1 比 0.4%)
	合計（トン）	230,337	226,116	224,634	223,660	225,569	216,055 (R1 比 2.4%)
再生利用量	直接資源化量（トン）	20,449 (8.9%)	36,007 (15.9%)	102 (0.1%)	116 (0.1%)	3,927 (1.7%)	36,270 (16.8%)
	総資源化量（トン）	45,943 (20.0%)	46,122 (20.4%)	46,352 (20.6%)	44,750 (20.0%)	45,754 (20.3%)	45,039 (20.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量 MWh）	75,010	68,787	72,477	75,577	76,688	69,538 (R1 比 9.3%)
	（年間の熱利用量 GJ）	38,441	58,508	72,565	81,441	76,938	69,765
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	166,562 (72.3%)	162,699 (72.0%)	161,250 (71.8%)	161,737 (72.3%)	163,988 (72.7%)	155,002 (71.7%)
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	22,910 (10.0%)	22,223 (9.8%)	21,796 (9.7%)	21,811 (9.8%)	20,003 (8.9%)	20,476 (9.5%)

¹ （1人当たりの排出量）= {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月日	更新、廃止予定年月日	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
ごみ焼却施設	相模原市	流動床式 ガス化溶融炉	有	525 トン/日	H22.3						
		連続燃焼式 ストーカ炉	有	450 トン/日	H3.12						
ごみ焼却施設	相模原市	連続燃焼式 ストーカ炉	有	54.9 トン/日	H10.2	H22.1 廃止	広域化	連続燃焼式 ストーカ炉		54.9 トン/日	
粗大ごみ処理施設	相模原市	横型回転破砕機	有	85 トン/日	H3.8						
埋立処分地施設	相模原市	埋立処分	有	1,235,300 m ³	S54.4						
し尿処理施設	相模原市	固液分離処理	有	89 k l /日	H28.3						
し尿処理施設	相模原市	二段活性 汚泥処理	有	90 k l /日	S62.10	H27.8 廃止	広域化	二段活性 汚泥処理		90 k l /日	
		固液分離処理	有	200 k l /日	S52.11	H27.9 廃止	広域化	固液分離処理		200 k l /日	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 8 年度
総人口		716,582	716,490	717,838	717,414	717,756	713,850
公共下水道	汚水衛生処理人口	691,502	691,056	693,383	694,229	695,457	698,224
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	96.5%	96.5%	96.6%	96.8%	96.7%	97.8%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	267	251	246	241	237	258
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	9,163	9,275	7,936	8,305	8,304	10,751
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.3%	1.3%	1.1%	1.2%	1.2%	1.5%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	15,650	15,908	16,273	14,639	13,758	4,617

目標年度における処理形態別人口は、将来人口推計値を基に算出。
 率の合計については、端数処理のため、100%にならない箇所がある。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	相模原市	1,741	10,701	H1.4	75	410	令和8年度	
公共浄化槽等整備促進事業 (環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業)	相模原市	1,076	7,975	H21.7	1,000	6,095	令和8年度	

整備予定基数の内容の基数及び処理人口は、令和7年度末の数値とした。

様式2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考			
				単位	開始	終了	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和7年度		
最終処分に関する事業							198,934	0	140,508	58,426	0	0	198,934	0	140,508	58,426	0	0	
一般廃棄物最終処分場第2期整備地高上事業	1	相模原市	1,235,300	m ²	R4	R5	198,934	0	140,508	58,426	0	0	198,934	0	140,508	58,426	0	0	
浄化槽に関する事業							2,296,590	506,318	506,318	431,318	426,318	426,318	1,428,416	326,089	326,089	259,486	258,376	258,376	
浄化槽設置整備	2	相模原市	75	基	R3	R7	26,390	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	26,390	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	
公共浄化槽等整備推進事業 (環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業)	3	相模原市	1,000	基	R3	R7	2,270,200	501,040	501,040	426,040	421,040	421,040	1,402,026	320,811	320,811	254,208	253,098	253,098	
施設整備に関する計画支援事業							141,330	47,729	21,593	53,208	10,000	8,800	82,700	23,991	11,385	28,524	10,000	8,800	
一般廃棄物最終処分場第2期整備地高上に係る生活環境影響調査事業	32	相模原市			R3	R3	23,991	23,991	0	0	0	0	23,991	23,991	0	0	0	0	
北清掃工場建替整備に係る環境影響評価等事業	33	相模原市			R4	R7	30,185	0	11,385	10,000	0	8,800	30,185	0	11,385	10,000	0	8,800	
南清掃工場基幹の設備改良に係る発注仕様書作成支援事業	34	相模原市			R6	R6	10,000	0	0	0	10,000	0	10,000	0	0	0	10,000	0	
次期一般廃棄物最終処分場整備に係る環境影響評価等事業	35	相模原市			R5	R5	33,000	0	0	33,000	0	0	18,524	0	0	18,524	0	0	
一般廃棄物最終処分場第2期整備地高上に係る猛禽類調査事業	36	相模原市			R3	R5	30,624	10,208	10,208	10,208	0	0	0	0	0	0	0	0	
次期一般廃棄物最終処分場整備に係る候補地選定事業	37	相模原市			R3	R4	13,530	13,530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計							2,640,781	557,974	668,419	542,952	436,318	435,118	1,713,977	354,007	477,982	346,436	268,376	267,176	

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧(1)

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考		
					開始	終了		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度			
発生抑制、 再使用の 推進に関 するもの	11	環境教育・学 習の推進	学校教育や生涯学習の場 において、子どもから高 齢者に至る幅広い年齢層 を対象に、環境教育・学 習を進める。	相模原市	R3	R7									
								環境教育・学習の推進							
	12	「わかりやす い」を基本と した普及啓発 活動の推進	相模原ごみDE71大作戦 やキャラクターを用いたご み減量活動を進めるととも に、様々な媒体・機会を通 じた広報活動を進める。	相模原市	R3	R7									
								普及啓発活動の推進							
	13	市民が気軽に 体験・参加で きる「機会」 の提供	リサイクルスクエアにお いて、リユース品の展示 やリサイクル教室などを 開催する。	相模原市	R3	R7									
								リサイクルスクエア運営事業							
	14	地域における リサイクルの 推進	地域団体が自主的に実施 する集団資源回収につい て、奨励制度の周知や情 報提供などを行う。	相模原市	R3	R7									
								集団資源回収・拠点回収の推進							
	15	溶融スラグの 有効活用の推 進	ごみ処理の過程で生成さ れる溶融スラグを道路用 資材など、資源として有 効活用を図る。	相模原市	R3	R7									
								溶融スラグ有効活用の推進							
	16	生ごみ・食品 ロスの削減 (生活系ごみ 対策)	市民へのPR活動や講座 の開催のほか、フードパ ンクやフードドライブの 推進を行う。	相模原市	R3	R7									
								生ごみ・食品ロスの削減							
	17	レジ袋削減等 の取組	マイバッグ等の利用促進 を呼びかけるとともに、 「相模原市レジ袋削減協 力店」の登録を促進し、 レジ袋の削減を目的とし た市と協力店との連携に よる取組を推進する。	相模原市	R3	R7									
								レジ袋削減等の取組							
18	リユース(再 使用)の促進	フリーマーケット等のイ ベントを開催し、再使用 の普及・促進に取り組む。	相模原市	R3	R7										
							再使用の促進								
19	一般ごみの有 料化	一定期間にわたりごみの 減量化が図られない場合 は有料化の検討を行う。	相模原市	R3	R7										
							一般ごみ有料化の検討								
20	事業系ごみの 適正排出対策 の充実	多量排出事業者に対し ては発生・排出抑制の指 導を継続し、少量排出事 業者に対しては共同排出 事業の構築を促進する。	相模原市	R3	R7										
							事業系ごみの適正排出対策の充実								
21	事業系ごみの 減量化・資源 化の推進	事業系ごみの中で資源化 が可能なものについて、 適正な資源化を指導する とともに、市清掃工場に 搬入される事業系ごみの 搬入物検査を充実する。	相模原市	R3	R7										
							事業系ごみの資源化の推進								
22	生ごみ・食品 ロスの削減 (事業系ごみ 対策)	「3010 運動」の実施及び 啓発、消費・賞味期限前 に廃棄される食品をフー ドバンクにつなげる等の 活動を推進する。	相模原市	R3	R7										
							生ごみ・食品ロスの削減								
23	エコショップ 等認定制度	ごみの減量化・資源化に 取り組む事業者等をエコ ショップ等として認定し、 環境配慮への関心やごみ 減量への取組を促進する。	相模原市	R3	R7										
							エコショップ等認定制度								
24	生活排水対策 の広報と啓発	生活排水の適正処理に関 する情報などを市民に提 供し、生活排水処理に関 する意識啓発に努める。	相模原市	R3	R7										
							生活排水対策の広報と啓発								

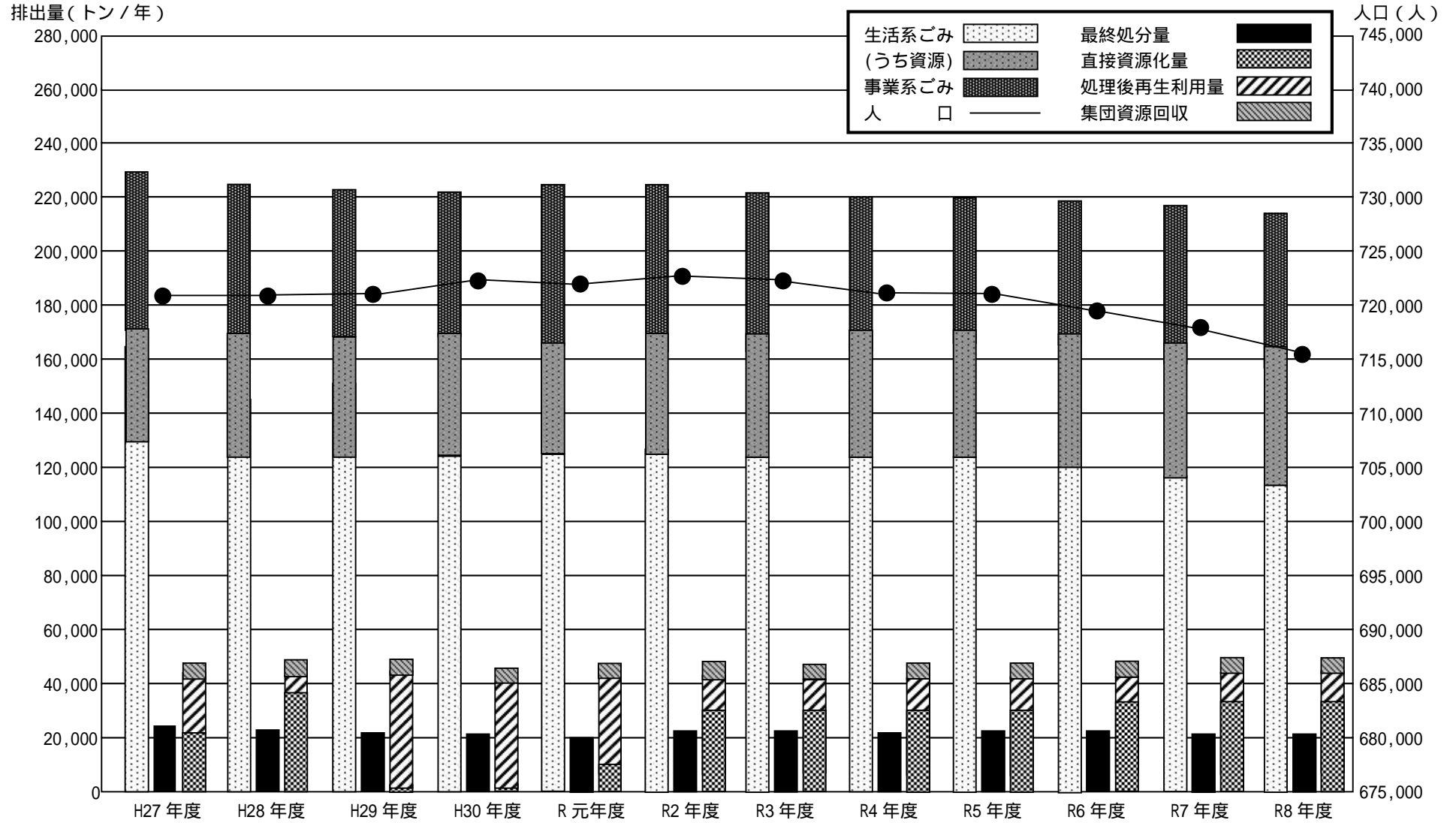
地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（ 2 ）

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考		
					開始	終了		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度			
発生抑制、 再使用の 推進に関 するもの	25	公共下水道の 整備による生 活排水処理の 改善	生活排水による水環境への 負荷の低減を図るた め、公共下水道の計画的 な整備を推進する。	相模原市	R3	R7		公共下水道の整備による 生活排水処理の改善							
	26	合併処理浄化 槽の普及促進	公共下水道の整備が当分の 間実施する予定のない地域 において合併処理浄化槽の 普及を促進する。	相模原市	R3	R7		合併処理浄化槽の普及促進					関連 事業 2		
	27	高度処理型浄 化槽の整備	水源地域については高度 処理型浄化槽の整備を推 進する。	相模原市	R3	R7		高度処理型浄化槽の整備					関連 事業 3		
処理体制 の構築、 変更に関 するもの	28	効率的な収集 運搬体制の整 備	収集運搬業務の効率的な 収集運搬体制の構築を図 る。	相模原市	R3	R7		効率的な収集運搬体制の整備							
	29	ごみ処理体制 の整備	ごみを適正に処理していく ため、計画的な整備を進め る。	相模原市	R3	R7		ごみ処理体制の整備							
	30	事業系ごみの 処理体制	減量化等計画書に基づき、事 業規模・業種別の特性に応じ た個別指導を実施する。搬入 物検査を実施し、分別の徹 底、ごみの減量化・資源化に 向けた意識の向上を図る。	相模原市	R3	R7		事業系ごみの処理体制							
	31	産業廃棄物の 適正処理	事業者自身による適切な回 収・リサイクル等の適正処理 を促進する。	相模原市	R3	R7		産業廃棄物の適正処理							
処理施設 の整備に 関するもの	1	一般廃棄物最 終処分場第2 期整備地高上 事業	一般廃棄物最終処分場第 2期整備地の埋立処分容 量を増加させるため、モ ニタリング施設等の移設 及び土堰堤の整備を行 う。	相模原市	R4	R5			準備 工事					土堰堤 整備	関連 事業 29
	2	浄化槽設置整 備事業	浄化槽の設置整備費補助	相模原市	R3	R7		設置整備					関連 事業 26		
	3	公共浄化槽等 整備推進事業 (環境配慮・ 防災まちづく り浄化槽整備 推進事業、公 的施設・防災 拠点単独処理 浄化槽集中転 換事業)	市が主体となって実施す る浄化槽の整備	相模原市	R3	R7		設置整備					関連 事業 27		
施設整備 に係る計 画策定に 関するもの	32	一般廃棄物最 終処分場第2 期整備地高上 に係る生活環 境影響調査事 業	一般廃棄物最終処分場第 2期整備地の高上整備に 先立ち、生活環境影響調 査を行う。	相模原市	R3	R3		生活 環境 影響 調査							関連 事業 29
	33	北清掃工場建 替整備に係る 環境影響評価 等事業	北清掃工場の建替整備に 先立ち、環境影響評価及 び基本計画の策定支援業 務を行う。	相模原市	R4	R7		環境 影響 評価	計画 策定 支援				環境 影響 評価	関連 事業 29	

	34	南清掃工場基幹的設備改良に係る発注仕様書作成支援事業	南清掃工場の基幹改良工事に先立ち、発注仕様書の作成支援業務を行う。	相模原市	R6	R6						発注仕様書作成支援		関連事業29
	35	次期一般廃棄物最終処分場整備に係る環境影響評価等事業	次期一般廃棄物最終処分場の整備に先立ち、環境影響評価及び基本計画の策定支援業務を行う。	相模原市	R5	R5						環境影響評価 計画策定支援		関連事業29
	36	一般廃棄物最終処分場第2期整備地高上に係る猛禽類調査事業	一般廃棄物最終処分場第2期整備地の高上整備に先立ち、猛禽類調査を行う。	相模原市	R3	R5		猛禽類調査	猛禽類調査	猛禽類調査				関連事業29
	37	次期一般廃棄物最終処分場整備に係る候補地選定事業	次期一般廃棄物最終処分場の整備に先立ち、候補地選定を行う。	相模原市	R3	R4		候補地選定						関連事業29
その他	51	不法投棄防止対策の充実	不法投棄多発箇所に監視カメラを設置するとともに、地域と連携した不法投棄防止対策を推進する。	相模原市	R3	R7		不法投棄防止対策の充実						
	52	まち美化の推進	市民地域一斉清掃やまち美化キャンペーンを実施するとともに、清掃ボランティア団体の活動を支援する。	相模原市	R3	R7		まち美化の推進						
	53	円滑な災害廃棄物処理のための整備	地震災害や風水害に伴って発生する廃棄物の処理を円滑に行うため、災害時には「相模原市災害廃棄物等処理計画」に沿って廃棄物処理を行う。また、計画に従って職員の教育訓練に努め、組織連絡体制の確認を行う。	相模原市	R3	R7		円滑な災害廃棄物処理のための整備						

別添1

減量化、再生利用に関する現状と目標

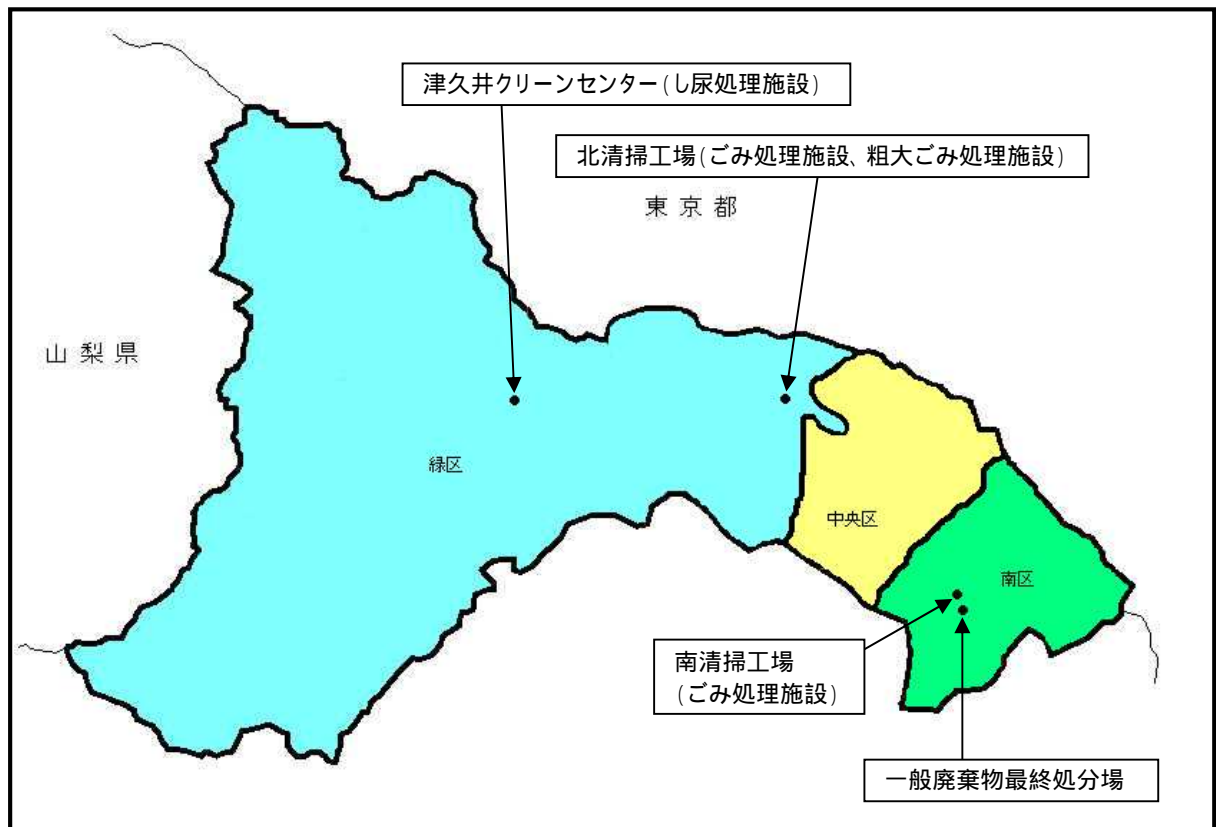


相模原市における生活系ごみの分別区分（令和2年4月1日現在）

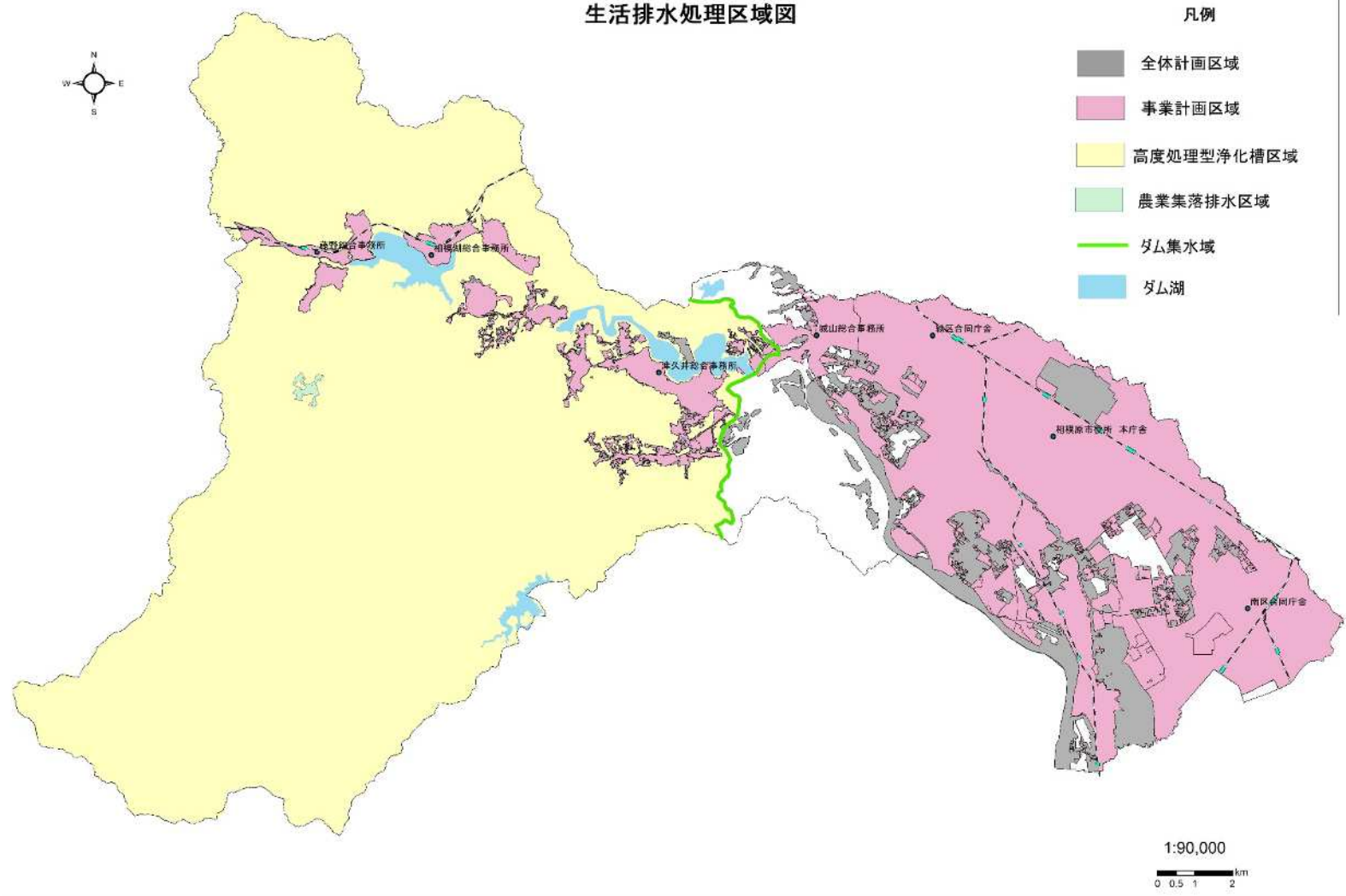
分別区分	主 な 品 目
一般ごみ	台所ごみ、くつ、スリッパ、プラスチック製品、木の枝、雑草、ぬいぐるみ、座ぶとん、革製品、バッグ、ハンガー、ビデオテープ、カセットテープ、レコード、湯のみ・きゅうす・お皿などのせともの、植木鉢、コップ、ガラス食器、鏡、乳白色のびん、電球、包丁、針、ハサミ、カミソリなど
かん類	ジュース・ビールなどの飲料かん、かん詰めなどの食料かん、スプレーかん、カセットボンベ、塗料かん、一斗かんなど
金物類	フライパン、やかん、なべ、ポウル、ざる、金属製の水筒・食器・工具など
びん類	ジュース・ウイスキーなどの飲料びん、コーヒー・調味料・佃煮などの食料びんなど
紙類	新聞（新聞紙、折込広告）、段ボール、雑誌・雑がみ（週刊誌、古本、ノート、百科事典、メモ紙、トイレットペーパーの芯など）、紙パック（牛乳、ジュースなどの飲料用パック容器）、紙製容器包装（紙箱、包装紙、紙袋など）
布類	古着（下着、くつ下、スーツ、着物、セーター、オーバーコートなども含む）、タオル、シーツ、毛布、カーテンなど
ペットボトル	ペットボトル
プラ製容器包装	ボトル・チューブ類、カップ類、トレイ類、パック類、レジ袋・ポリ袋・ラップ類など
使用済食用油	使用済食用油（植物性に限る）
使用済小型家電	携帯電話、ビデオカメラ、デジタルカメラなど、回収ボックス（投入口横 30cm×縦 15cm）に入る電気・電池で動く小型家電製品（パソコン、家電リサイクル法対象品目を除く）
蛍光管、水銀体温計	蛍光管（電球型、コンパクト型も可）、水銀体温計
乾電池	マンガン、アルカリ、オキシライド乾電池など
粗大ごみ	ガスコンロ、電子レンジ、いす、げた箱、テーブル、タンス、布団、カーペット、傘、自転車、じゅうたんなど

現有処理施設の概要及び配置図

施設名	所在地	種類	処理する廃棄物	処理能力	竣工年月
南清掃工場	南区麻溝台 1524-1	ごみ処理施設	一般廃棄物	525t / 日	H22.3
北清掃工場	緑区下九沢 2074-2	ごみ処理施設	一般廃棄物	450t / 日	H3.12
北清掃工場 粗大ごみ処理施設	緑区下九沢 2074-2	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ	85t / 日	H3.8
一般廃棄物最終処分場	南区麻溝台 3412-2 外	埋立処分地施設	焼却残渣	1,235,300 m ³	S54.4
津久井クリーンセンター し尿処理施設	緑区青山 3063	し尿処理施設	生し尿、 浄化槽汚泥	89kl / 日	H28.3



生活排水処理区域図



施設概要（最終処分場系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	相模原市		
(2) 施設名称	一般廃棄物最終処分場第2期整備地		
(3) 工期	令和4年度 ~ 令和5年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 98,379 m ²	埋立面積 78,400 m ²	埋立容積 1,235,300 m ³
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 昭和54年度 埋立終了 令和19年度		
(6) 跡地利用計画	都市公園		
(7) 地域計画内の役割	安定したごみ処理体制の維持		
(8) 廃焼却施設解体工事の 有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
(9) 事業計画額	198,934千円		

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	相模原市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	雑排水対策を推進する必要がある地域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。
(4) 事業期間	令和3年度 ~ 令和7年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)ア(キ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 26,390 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

区分	交付対象基数 (人分)	基準額(千円)	対象経費支出 予定額(千円)	交付対象 事業費(千円)
5人槽	65基(325人分)	21,580	21,580	21,580
6~7人槽	5基(35人分)	2,070	2,070	2,070
8~10人槽	5基(50人分)	2,740	2,740	2,740
11~20人槽	基(人分)			
21~30人槽	基(人分)			
31~50人槽	基(人分)			
51人槽以上	基(人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
合計	75基(410人分)	26,390	26,390	26,390

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	相模原市
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業）
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図る。
(4) 事業期間	令和3年度～令和7年度
(5) 事業対象地域の要件	公共浄化槽等整備推進事業実施要綱 第3（1）
(6) 事業計画額	交付対象事業費 1,402,026 千円 うち・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 1,390,656 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 11,370 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

区分	交付対象基数 （人分）	基準額（千円）	対象経費支出 予定額（千円）	交付対象 事業費（千円）
5人槽	880基（4,400人分）	1,000,560	1,548,800	1,000,560
6～7人槽	80基（560人分）	114,480	176,800	114,480
8～10人槽	20基（200人分）	38,640	59,600	38,640
11～15人槽	基（人分）			
16～20人槽	5基（90人分）	21,435	70,000	21,435
21～25人槽	10基（230人分）	53,940	150,000	53,940
26～30人槽	基（人分）			
31～40人槽	2基（70人分）	14,574	40,000	14,574
41～50人槽	1基（45人分）	8,397	25,000	8,397
51人槽以上	2基（500人分）	150,000	200,000	150,000
共同浄化槽	人槽 基（人分） 人槽 基（人分） 人槽 基（人分）			
事務費				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費 調査費 計画策定等調査費			
合計	1,000基（6,095人分）	1,402,026	2,270,200	1,402,026

計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	相模原市		
(2) 事業目的	一般廃棄物最終処分場第2期整備地の嵩上整備に係る事前調査		
(3) 事業名称	一般廃棄物最終処分場第2期整備地嵩上に係る生活環境影響調査事業		
(4) 事業期間	令和3年度		
(5) 事業概要	生活環境影響調査		
(6) 事業計画額	23,991 千円		
うち交付対象事業費	23,991 千円		

計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	相模原市		
(2) 事業目的	北清掃工場の建替整備に係る事前調査		
(3) 事業名称	北清掃工場建替整備に係る環境影響評価等事業		
(4) 事業期間	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(5) 事業概要	環境影響評価 (配慮書)	基本計画策定支援 業務	環境影響評価 (方法書)
(6) 事業計画額	11,385 千円	10,000 千円	8,800 千円
うち交付対象事業費	11,385 千円	10,000 千円	8,800 千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	相模原市		
(2) 事業目的	南清掃工場の基幹改良工事に係る事前調査		
(3) 事業名称	南清掃工場基幹的設備改良に係る発注仕様書作成支援事業		
(4) 事業期間	令和6年度		
(5) 事業概要	発注仕様書作成支援業務		
(6) 事業計画額	10,000 千円		
うち交付対象事業費	10,000 千円		

計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	相模原市		
(2) 事業目的	次期一般廃棄物最終処分場の整備に係る事前調査		
(3) 事業名称	次期一般廃棄物最終処分場整備に係る環境影響評価等事業		
(4) 事業期間	令和5年度		
(5) 事業概要	環境影響評価 (配慮書) 基本計画策定支援 業務		
(6) 事業計画額	33,000 千円		
うち交付対象事業費	18,524 千円		

計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	相模原市		
(2) 事業目的	一般廃棄物最終処分場第2期整備地の嵩上整備に係る事前調査		
(3) 事業名称	一般廃棄物最終処分場第2期整備地嵩上に係る猛禽類調査		
(4) 事業期間	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(5) 事業概要	猛禽類調査業務	猛禽類調査業務	猛禽類調査業務
(6) 事業計画額 うち交付対象事業費	10,208 千円 0 千円	10,208 千円 0 千円	10,208 千円 0 千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	相模原市		
(2) 事業目的	次期一般廃棄物最終処分場の整備に係る事前調査		
(3) 事業名称	次期一般廃棄物最終処分場整備に係る候補地選定事業		
(4) 事業期間	令和3年度	令和4年度	
(5) 事業概要	候補地選定業務	候補地選定業務	
(6) 事業計画額 うち交付対象事業費	13,530 千円 0 千円	0 千円 0 千円	